



第 6 号
平成 28 年 1 2 月 8 日
広島市立広島特別支援学校
保健室

12 月になり、寒さも本格的になってきました。つつい窓を開けて換気をするのを忘れてしまいがちです。感染症予防のために、空気の入れ替えをするようにしましょう。

現在、本校ではインフルエンザによる欠席者は 1 名、感染性胃腸炎による欠席者は 0 名ですが、今後、流行することが懸念されます。

今月号では、この時期に流行する感染症についてお知らせします。



1 風邪やインフルエンザに気を付けましょう

インフルエンザは、毎年 1 2 月から翌年 3 月ごろに流行しますが、今年度は例年より早く流行が始まっています。かぜはのどの痛み、鼻汁、くしゃみやせきなどの症状が中心です。インフルエンザはかぜの症状に加えて、だるさや関節痛などの全身症状や高熱が現れます。いずれにも予防には、手洗いとうがい、せきエチケットが有効です。せきエチケットと手洗いの方法について記載しましたので参考にしてください。

手の洗い方 ※30秒以上、流水で行なう

- ①液体せっけんを泡立て、手のひらをよくこする。
- ②手の甲を伸ばすようにこする。
- ③指先、つめの間を念入りこする。
- ④両指を組み、指の間を洗う。
- ⑤親指を反対の手でにぎり、ねじり洗いをする。
- ⑥手首も洗い、よくすすぎ、よく乾燥させる。



せきエチケット

- ・せきやくしゃみをほかの人に向けてしない。
- ・せきがでるときは、できるだけマスクをする。
- ・マスクがない場合は、ハンカチ、ティッシュ、タオルなどで口を覆う。
- ・手でせき・くしゃみを受け止めた場合は、すぐに手を洗う。



2 インフルエンザによる出席停止の措置について

インフルエンザに罹患すると、登校はできません。法律で出席停止期間が次のように定められています。



発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで

ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。(学校保健安全法施行規則より)

※ 発症とは、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状が始まった日です。

インフルエンザと診断されたら、すぐに学校にお知らせください。完治後、登校の際に『学校感染症等治癒証明通知書』を御提出ください。特に、主治医の許可を受けて上記の出席停止期間より早く登校する場合には必ず御提出ください。

なお、ほとんどの医療機関においては、無料で記入していただける書類ですが、中には文書料の必要な病院もあります。文書料の必要な病院の場合には、本校では保護者負担を考慮して『学校感染症等治癒証明通知書』の提出は不要としていますが、主治医より登校の許可を受けたことについて電話または連絡帳で必ず御連絡ください。



3 感染性胃腸炎について

感染性胃腸炎とは、ウイルスや細菌などによって引き起こされ、嘔吐、下痢を主な症状とする胃腸炎のことです。胃腸炎を起こすウイルス、細菌にはいろいろな種類がありますが、その中でもこの時期に多くの原因となっているのがノロウイルスです。

例年冬季は、1 2 月から 2 月に感染性胃腸炎が流行します。下記の注意事項を参考に健康管理と感染予防を心掛けてください。



注意することは？

- ① 外から帰ったとき、トイレの後、調理の前、食事の前には必ず石けんで手を洗いましょう。
 - ② 嘔吐したもの、便で汚れたものには、直接手で触らず、手袋を使って片付け、汚れた所は次亜塩素酸ナトリウム（塩素系の漂白剤）で消毒しましょう。
- ※ 感染した人の便や吐いた物には、大量のウイルスが混ざっています。ノロウイルスは、乾燥すると空気中を漂って口に入り、感染することがあるので、特別な処理が必要です。

4 保護者の皆様へお願い

学校で発熱や嘔吐等の症状があった場合には、お迎えをお願いする場合があります。平熱や他のバイタルサインも含めて判断していますが、原則として 37.5 度以上の発熱時や嘔吐時、座薬使用時等には該当児童生徒への身体的負担と他の児童生徒への感染拡大を考慮して、スクールバスには乗車できませんので御了承ください。

また、感染性胃腸炎が流行する時期ですので、嘔吐物や排泄物がついてしまった衣服の学校での洗濯は控えています。ビニール袋に密閉して持ち帰らせますので、御理解・御協力をお願いします。

緊急連絡先を年度始めに伺っていますが、変更がある場合には担任までお知らせください。御協力をよろしくお願い致します。